

島根県建設工事等入札不正行為情報対応要領

(平成6年10月6日付管発第431号 土木部長通知)

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県発注の建設工事又は測量・建設コンサルタント等の業務（以下「工事等」という。）に係る入札について不正行為に関する情報があった場合における対応に必要な事項を定めるものとする。

(情報の確認及び通報)

第2条 工事等に係る入札について不正行為に関する情報があった場合には、当該情報の提供者の氏名等を確認の上、直ちに委員会（第14条第1項の公正入札調査委員会をいう。以下同じ。）の事務局への電話等により通報するものとする。新聞等の報道により当該情報を把握した場合にも同様とする。

2 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

(委員会の召集及び報告)

第3条 事務局は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、当該情報の内容を様式第1号の報告書にまとめ、速やかに委員会を召集し、報告を行うものとする。事務局において、新聞報道等により当該情報を把握した場合にも、同様とする。

(審議)

第4条 委員会は、前条の規定による報告に基づき、当該情報の信憑性及び公正入札調査手続き（次条から第10条までの規定による手続きをいう。以下同じ。）によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

2 前項の審議に当たっては、当該情報の提供者の氏名等の明確性、内容の具体性、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額が既に閲覧に供されていること等に留意するものとする。

3 審議のため必要と認められる場合には、事務局は、入札参加者（入札期日において入札に参加するために入札会場に集まった者又は一般競争入札に付そうとするときにあっては競争参加資格の確認を受けた者をいう。以下同じ。）のうち必要な者に事情の説明を求めることができる。

(公正取引委員会及び警察本部への通報)

第5条 委員会の審議を踏まえて公正入札調査手続きによることとした情報（以下「談合情報」という。）については、公正取引委員会及び警察本部へ通報することとし、入札執行後に談合情報を把握した場合にあっては、併せて入札調査の写しを送付するものとする。

(事情聴取の実施)

第6条 入札執行前に談合情報を把握した場合（第11条第1項に規定する場合を除く。）には、入札執行前に入札参加者全員に対して事情聴取を行うものとする。

2 前項の事情聴取は、入札期日前の日において、又は入札期日時刻において入札開始前に、若しくは入札開始時刻を繰り下げて行うものとし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の3の規定に該当すると認められるときには、入札期日を延期した上で行うことができる。

3 入札執行後に談合情報を把握した場合には、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うものとする。

(事情聴取の方法等)

第7条 前条の事情聴取は、本庁発注の工事等については事務局又は当該談合情報に係る工事等に所掌する課に属する複数の職員により、地方機関発注の工事等については当該地方機関の所長、部長、総務グループ課長等の複数の職員により行わなければならない。

- 2 前項の事情聴取は、別紙1を参考とした事情聴取項目を通知した上、一社ずつ面談等に呼び出して行うものとする。
- 3 前項の事情聴取項目は、事務局及び当該談合情報に係る工事等を所掌する課又は地方機関が協議の上、定める。
- 4 前3項の規定による事情聴取の結果については、様式第2号により事情聴取書を作成し、委員会へ報告するとともに、当該書面の写しを公正取引委員会及び警察本部へ送付するものとする。

(談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応)

第8条 前条の規定による事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、次の各号に定めるところにより対応するものとする。

- (1) 入札執行前の場合
島根県会計規則第61条の3の規定により、入札期日を延期し、又は取りやめるものとする。
 - (2) 入札執行後、契約締結以前の場合
島根県会計規則第63条の規定により、入札を無効とすること。
 - (3) 契約締結後の場合
着工又は着手した工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。
- 2 前項第1号及び第2号の対応をとった場合並びに第3号の規定により契約を解除した場合には、その旨を公正取引委員会及び警察本部へ通報するものとする。

(談合の事実があったと認められない場合の対応)

第9条 第7条の規定による事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、次の各号に定めるところにより対応するものとする。

- (1) 入札執行前の場合
 - ① 全ての入札参加者から別紙2を参考に誓約書を自主的に提出させるとともに、別紙3を参考として入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。
 - ② 建設工事に係る入札については、次条の規定による工事費内訳書の審査の結果、適切に積算されていることを確認の上、落札者と契約を締結すること。
 - (2) 入札執行後、契約締結以前の場合
入札を行った者全員から別紙2を参考に誓約書を自主的に提出させた上で落札者と契約を締結すること。
- 2 前項の対応をとった場合には、誓約書の写し及び入札調書の写しを公正取引委員会及び警察本部へ送付するものとする。

(工事費内訳書の審査)

第10条 前条第1項第1号の場合には、第1回の入札に際し、工事費内訳書を提出させることとする。ただし、工事内訳書の提出を求めることとしていない入札である場合において、入札期日に事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提出を求める時間的余裕がないときは、工事費内訳書の提出及び審査を入札執行後、契約締結前に行うこととし、又は発注の遅れによる影響、工事費内訳書の審査の必要性等を考慮の上、工事費内

訳書の審査を行わずに入札を執行することができる。

- 2 工事費内訳書の提出を求めたときは、入札に際し、積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員をいう。）が立ち会うこととし、全入札者が入札書を入札箱に投入した後、工事費内訳書の提出を求め、審査するものとする。
- 3 開札は、全入札者が工事費内訳書を提出した後に行うものとする。
- 4 工事費内訳書の審査において明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、第8条第1項第1号に定めるところにより対応するものとする。

（郵便入札）

第11条 郵便入札において開札前に談合情報を把握した場合には、当該入札における入札書等の提出期日以後開札日前までに開札延期の公告を行うものとする。

- 2 前項に規定する場合においては、同項の提出期日までに入札書を郵送で提出した者全員に対して、第7条の規定に準じて事情聴取を行うものとする。
- 3 前項の事前聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応は、第8条の規定によるものとする。
- 4 第2項の事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合は、開札日を定める公告を行い、第9条第1項第1号の規定に準じて開札を行うものとする。

（島根県入札参加資格審査会庶務所掌部長への連絡）

第12条 第5条、第7条第4項、第8条第2項及び第9条第2項の規定による公正取引委員会及び警察本部への通報又は送付を行おうとする場合には、談合情報に係る工事等を所掌する部局長は、様式第3号に必要書類を添えて、速やかに島根県入札参加資格審査会の庶務を所掌する土木部長に連絡することとし、当該通報又は送付は、様式第4号及び様式第5号により、土木部長を通じて行うものとする。

（報道機関との対応）

第13条 談合情報を事務局が把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、一次的には事務局において対応することとし、必要に応じ、委員会の長の指示を受けた委員が併せて対応するものとする。

（公正入札調査委員会）

第14条 工事等に係る入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、不正行為に関する情報に対して的確な対応を行うため、別に定めるところにより、工事等所掌部に公正入札調査委員会を設置することができる。

- 2 委員会においては、工事等に係る入札について不正行為に関する情報があった場合に、次に掲げる事項を調査審議するものとする。
 - （1）公正取引委員会及び警察本部への通報、事情聴取の実施、入札期日の延期その他の入札について不正行為に関する情報があった場合の対応
 - （2）その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応
- 3 委員会の組織、会議、事務局その他必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成6年10月13日から施行する。
- 2 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成19年6月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和6年11月12日から施行する。